

III 養護老人ホーム東山荘事業計画

1 運営方針

東山荘では措置施設として様々な状況の方々を受け入れ、自立支援を目標に相談や支援に努めて参ります。また、介護が必要な方については特定施設の外部サービスを利用し重度化の予防に努め、介護 3 以上の方は特養への施設替えを進めてまいります。

法人の理念である「熱意・誠意・創意」と社会福祉法の基本的理念の利用者一人ひとりが人間性を尊重され、生きがいやゆとりをもって安心・安全に生活できるよう個別援助に努めると共に、家族・地域社会・関係機関等の協力を得ながら、利用者の自立支援に努めます。

2 重点項目

1) 人権尊重と自立支援、及び虐待防止に向けた取り組み

利用者一人ひとりのプライバシーを尊重し、生活の場としてやすらぎがあり、安心して安全に暮らせるよう援助します。毎日の快適な生活環境づくりや生活の質を高める趣味活動、娯楽の充実を図り、生活しやすい施設づくりを目指します。

また、利用者の苦情解決と権利擁護を通し施設サービス改善に努め、職員は利用者を擁護する立場を認識し虐待防止に努めます。

2) 身体拘束廃止に向けた取り組み

入所者が安全に生活できるよう環境や設備を工夫し、緊急やむを得ない場合を除き身体拘束を行わない施設を目指します。

3) 施設の社会化と防災対策

施設は地域に支えられているとの認識のもと、福祉サービスを提供し、地域社会の一員としての役割を果たします。様々な災害に備え、日頃より訓練を行い防災意識をもつて対応いたします。

4) 職員の資質向上

福祉施設職員として資質向上を図る為、研修機関が行う研修等に参加し、専門性や技術の向上に努めます。

5) 業務の予定量（定員 50 名）

年間利用者	18, 250 人	一日平均	50 名
-------	-----------	------	------

3 事業実施項目

1) 日常生活の自立に向けて

ア. やすらぎのある生活の確保

施設内外の生活、利用者間、家族関係等、個々の悩み事相談に対応し、人権を尊重します。

イ. 心身の機能低下の方への援助

心身の機能等に障害や加齢に伴う衰え、あるいは認知症傾向のある方への日常生活の援助を行うとともに、機能の維持と低下防止に努めます。

ウ. 日常生活動作の低下防止

機能低下の予防と維持向上を図るために、ADL（日常生活動作）調査及び障害老人の日常生活自立度判定基準と認知症老人の日常生活自立度判定基準を必要に応じて実施します。

エ. 清潔と身だしなみへの援助

居室寝具等の整理整頓、身辺（入浴、着替え、洗濯、理容、寝具）の清潔を保持するための援助を行います。

オ. 身体拘束廃止とリスクマネジメントの取組

緊急やむを得ない場合を除き身体拘束を行わないよう日頃より個々の行動を観察し、何が課題となっているかを分析し課題解決に向けた支援を行う。また、事故報告やヒヤリハットなどをもとに事故の再発防止にむけた取り組みを行う。

カ. 虐待防止に向けた取り組み

虐待の定義を理解し、利用者に不利益になるような行動はしないよう努めます。

キ. 経済的に困難な方への援助

経済的生活の安定を図るため、年金のない方への小遣いの支給は、本人支給金支給要領に基づいて行うほか、家族（身元引受人）様と、関係機関への相談援助を行います。

ク. 互助会活動の主体的役割について

利用者互助会の活動を通じて、利用者間のつながりを強め、思いやりのある豊かな生活づくりを目指し、利用者自身が主体的に活動できるよう援助します。

ケ. 季節感を取り入れた行事計画

お花見や誕生会、夏まつり、敬老会、スポーツ大会などの行事やクラブ活動を通して、生きがいづくりを行います。

2) 健康に暮らせる生活環境づくりに向けて

ア. 自立に向けた健康増進への援助

イ. 疾病の早期発見・早期治療の推進

ウ. 家族等とのつながりを深める活動

エ. 感染症予防のため、手洗いや外出時のマスク着用の徹底

オ. 看護知識及び技術の習得

カ. 職員の健康管理の徹底

3) 豊かで健やかな食生活に向けて

ア. おいしく楽しい食事の提供

イ. 食品管理と衛生管理の徹底

ウ. 食品の安全性と適正価格の把握

4) 開かれた施設づくりの推進に向けて

ア. 生涯学習の場として施設を開放し、ボランティア、保育園児、小中学生との交流を促進します。また学生の実習、体験学習の受け入れを行います。

イ. 地域交流の促進

ウ. 広報活動（東山荘だよりの発行）

5) 防災対策

ア. 目的

利用者の生命の確保を主眼とします。

イ. 重点事項

防災計画を定め、近隣の住民及び磐井里地区自主防災会の協力を得て行います。

火災・水害・地震等想定した避難訓練等を実施します。

4 特定施設運営方針

特定施設サービス計画（介護予防特定施設サービス計画）に基づき、当荘が委託する指定（介護予防）居宅サービス事業者による受託（介護予防）居宅サービスを適切かつ円滑に提供します。

5 特定施設重点項目

1) 人権尊重と虐待防止に向けた取り組み

利用者一人ひとりのプライバシーを尊重し、生活の場としてやすらぎがあり、安心して安全に暮らせるよう支援します。また、利用者の苦情解決と権利擁護を通し施設サービス改善に努め、職員は利用者を擁護する立場を認識し虐待防止に努めます。

2) 自立支援

利用者が要介護（要支援）状態になった場合でも、施設において利用者の有する能力に応じて自立した生活を営むことができるよう支援します。

3) 身体拘束廃止に向けた取り組み

入所者が安全に生活できるよう環境や設備を工夫し、緊急やむを得ない場合を除き身体拘束を行わない施設を目指します。

4) 職員の資質向上

福祉施設職員として資質向上を図る為、研修機関が行う研修等に参加し、専門性や技術の向上に努めます。

5) 業務の予定量（定員 25名）

年間利用者 5,840人 1日平均 16人

委託先：訪問介護いわいり ほか

6 特定施設事業実施項目

日常生活の自立に向けて

ア. やすらぎのある生活の確保

施設内外の生活、利用者間、家族関係等、個々の悩み事相談に対応し、人権を尊重します。

イ. 心身、日常生活動作の機能低下の方への援助

特定施設サービス計画に基づき、介護サービスを提供します。また、ADL（日常生活動作）調査及び障害老人の日常生活自立度判定基準と認知症老人の日常生活自立度判定基準を必要に応じて実施します。

ウ. 心身、日常生活動作の機能低下防止

介護予防特定施設サービス計画に基づき、介護予防サービスを提供します。また、ADL（日常生活動作）調査及び障害老人の日常生活自立度判定と認知症老人の日常生活自立度判定を必要に応じて実施し、予防に努めます。

エ. 特定施設サービス計画及び介護予防特定施設サービス計画の作成

利用者の有する能力、その置かれている環境等のアセスメントを通じて、その抱える問題点を明らかにし、解決すべき課題を把握し計画を作成します。

オ. モニタリング（特定施設サービス計画の実施状況の把握）の実施

計画作成担当者は、当該計画のサービス提供開始から期間が終了するまでに、1回または状況変化時及び更新時にモニタリングを実施します。

カ. 身体拘束廃止とリスクマネジメントの取組

緊急やむを得ない場合を除き身体拘束を行わないよう日頃より個々の行動を観察し、何が課題となっているかを分析し課題解決に向けた支援を行う。また、事故報告やヒヤリハットなどをもとに事故の再発防止にむけた取り組みを行う。

キ. 虐待防止に向けた取り組み

虐待の定義を理解し、利用者に不利益になるような行動は行いません。

ク. 経済的に困難な方への援助

経済的生活の安定を図るため、年金のない方へのこづかいの支給は、施設長の判断によるほか、家族（身元引受人）様と、関係機関への相談援助を行います。

ケ. 互助会活動の主体的役割について

利用者互助会の活動を通じて、利用者間のつながりを強め、思いやりのある豊かな生活づくりを目指し、利用者が主体的に活動できるよう援助します。

コ. 季節感を取り入れた行事計画

お花見や誕生会、夏まつり、敬老会、スポーツ大会などの行事やクラブ活動を通して、生きがいづくりに努めます。